

## 子どもたちを交通事故から守りましょう

新入学・新入園の時期を迎え、4月6日(日)から15日(火)までの10日間「春の全国交通安全運動」が実施されます。

ドライバーは、子どもたちを見かけたら安全運転に心がけ、周りの大人は正しいマナーを示してあげましょう。

家庭や地域、職場では交通安全を自らのことと捉え、交通ルールの順守や思いやりのある交通マナーの実践が行われるよう、一人ひとりが交通安全意識を高め、事故防止につなげていきましょう。  
交通安全推進委員会

## 4月6日から「春の全国交通安全運動」



## 交通災害共済の加入を随時受け付け

町村交通災害共済は、加入した会員の相互扶助精神により、不幸にも交通事故に遭われた方に見舞金を支給する制度です。

まだ、加入されていない方、転入などで加入手続きが済んでいない方は、随時受け付けをし

ます。また、見舞金の請求期限は、事故の日から1年間ですのでご注意ください。

- 会費 年額一人500円
- 共済期間 加入の翌日から平成21年3月31日まで
- 申込み 総務課交通防災係 (☎47-2112 役場2階 窓口10番)

## 春の火災予防運動

4月20日(日)～30日(水)

春先は、空気が乾燥し風の強い日が多く、火災が最も発生しやすい季節です。

この期間の火災を予防するため、全道一斉に「春の火災予防運動」が行われます。運動初日の20日(日)には、消防団による火災予防パレードが実施されます。

## 野火にも注意しましょう！

例年この時季は、野火も多く発生します。ちょっとした不注意から大きな火災になります。タバコの投げ捨ては絶対にやめましょう。

田畑での枯れ草焼きを行うときは、事前に消防署訓子府支署に届け出を行ってから水バケツ

を用意するなど、消火の準備を行い、その場から離れないようにしましょう。

## 火災予防七つのチェックポイント

- ・寝たばこは、絶対にやめる
- ・家の周りに燃えやすいものを置かない
- ・天ぷらを揚げるときは、その場を離れない
- ・子どもたちには、マッチやライターで遊ばせない
- ・寝具、衣類およびカーテンなどは、できるだけ防炎品を使用する
- ・ストーブには、燃えやすい物を近づけない
- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する

## 実践会地区の防火査察

防火査察員が、各実践会の防火査察を次の日程で実施します。

- 実施期間 4月1日(火)～20日(日)

## 危険物取扱者と消防設備士の試験

- とき 6月8日(日)
- ところ 北見市
- 種類 両試験とも全種類
- 受付期間 4月21日(月)～5月1日(木)
- 問合せ 消防署訓子府支署

## 危険物取扱者試験の準備講習会

- とき 5月14日(水)・15日(木)
- ところ オホーツク木のプラザ
- 申込み 消防署訓子府支署

消防署訓子府支署 (☎47-2419)

## 幼稚園 保育園

## 延長保育時間を拡大します

家庭での保育が困難な保護者のニーズに対応するため、4月から幼稚園・各保育園での朝の受け入れ時間を30分早め、7時30分からとしました。

また、16時30分からの延長保育の時間も最長18時30分まで、30分延長します。

なお、平日の延長保育の場所は、それぞれの施設で行いますが、あさひ保育園のみくんねっぶ保育園で行います。(土曜日の延長保育は、くんねっぶ保育園で幼稚園児と合同で実施します)

幼稚園 (☎47-2622)

## 乳用牛の実査結果

(2月1日現在)

### 町内の乳用牛は5,018頭

	20年	19年	前年対比
飼養戸数	60戸	62戸	2戸減
飼養頭数	5,018頭	5,161頭	143頭減
1戸当たり飼育頭数	83.6頭	83.2頭	0.4頭増

## 土地関係の届け出はお早めに

広い面積の土地の売買や開発には、あらかじめ届け出や許可申請が必要です。手続きをしなかった場合、法令で罰せられることもありますので注意してください。

なお、北海道環境保全条例に基づく1万㎡(1ha)以上の開発行為については、網走支庁環境生活課に届け出をすることになっていきますので、注意してください。

## 届け出などを必要とするもの

項目	関係法令	町の窓口
1万㎡(1ha)以上の土地の売買	国土利用計画法	企画財政課
農用地を売買・貸借したり他の用途に転用	農地法	農業委員会
農用地区内における用途変更や特定の開発行為	農振法	農林商工課
森林を伐採したり他の用途に転用	森林法	農林商工課

## 建築物の確認申請

- 次の地域で建築物の新築、増改築、移転、大規模改修などを行う場合には、建築確認申請が必要です。ただし、増改築または移転で10㎡以内であれば必要はありません。
- 建築確認申請が必要な地域
    - ①西幸町、元町、旭町、大町、仲町、栄町の全地域
    - ②東幸町、東町、若富町、若葉町の一部地域
  - 建築確認申請地域以外でも確認申請が必要な建物
    - ①倉庫、車庫などで100㎡以上
    - ②木造で3階建て以上、または延べ面積が500㎡以上
    - ③木造以外で2階建て以上、または延べ面積が500㎡以上

**開発行為の事前協議**  
無秩序な開発を防止し、健全な生活環境を守るため、開発区域の面積が2,000㎡以上1万㎡(1ha)未満の開発行為を行うとき、事業主は、町の定める要綱に基づき事前協議をしなければなりません。

## 建築物の解体工事には届け出が必要

- 問合せ 建設課建築係
- 一定規模以上の建築物を解体する場合、建設リサイクル法による届け出が必要です。この法律では分別解体・再資源化の実施や事前の届け出が義務付けられており、無届けで解体工事に着手したことが明らかになった場合、20万円以下の罰金が科せられますので注意してください。
- 届け出対象工事
  - 床面積が80㎡以上の建築物の解体工事
- 届け出の時期・届け出先
  - 工事着手の7日前までに建設課建築係まで

建設課 (☎47-2118 役場1階 窓口4番)

- ◆開発行為とは
- ①土砂の採取および宅地の造成における建築物の建設
  - ②特定工作物の建設に関する目的で行う土地の区画、形質の変更
- これらの要件に当てはまる事業を行う場合には、事前に建設課管理係へご相談ください。